

第3回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会

議事録

日時：令和2年8月26日（水）9時30分～

場所：金沢市企業局3階 301会議室

【事務局】 では、定刻よりも若干早いですけれども、皆様おそろいになられたようですので始めさせていただきたいと思います。

では、ただいまより第3回金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会を開会いたします。皆様方には大変御多忙の中、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます金沢市企業局経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室の野村と申します。よろしくお願いたします。

なお、本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおり、委員の皆様全員に集まりいただいております。

では、ここからの議事進行につきましては草薙委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【委員長】 皆様、おはようございます。

ただいまより私が進行役を務めさせていただきます。本日は長時間の審議が見込まれております。委員の皆様には、会議の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、本日の会議は3時間ほどの見込みでありますので、事務局の指示により、おおむね1時間をめどに換気と休憩の時間を取りたいと思います。

では、議事に入りたいと思います。

議事、報告事項（1）マーケットサウンディング結果の最終報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 おはようございます。経営企画課の高橋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

右肩に報告事項資料1と付したマーケットサウンディング結果の最終報告の資料でございます。

こちらは、前回、先週の第2回の委員会のほうでも、当日の議事に関連いたしました参加資格であるとか市の出資等の関与といった部分につきまして資料をお配りさせていただ

いたところでございますが、本日御用意させていただきました資料は、そのほかの点も含めた全体のものでございます。

資料、かなりページがございますが、各事項の内容につきましては、後ほどの議事の中でまた概要の御説明を差し上げたいと考えておりますので、この資料につきましては、後ほど適宜御参照いただければと考えております。よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、この報告事項、マーケットサウンディング結果の最終報告につきましては、皆様のほうで適宜参照いただきながら御議論に入ってまいりましょう。

では、審議事項に入りたいと思います。

議事、審議事項（１）事業承継者選定基準の骨子及び論点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、引き続き、私のほうから御説明させていただきますが、資料の説明に入る前に、本日の委員会の目標についてまずは御説明させていただきたいと思いません。

次回、９月に第４回の委員会を開催させていただきたいと思っております、その回が公募前の最後の会の予定としてございます。そこでは公募関係の一連の資料を最終的に御確認いただきまして、この会としての決定をいただきたいといったところでございます。

このため、本日、第３回の委員会におきましては、一連の文書の作成に向けました各論点につきまして、基本的な対処方針につきましてぜひ御了承いただければと考えてございますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、審議事項１の資料です。右肩、審議事項資料１、事業承継者選定基準の骨子及び論点につきまして御説明させていただきます。

こちらの資料は、前回の委員会の中でおおむね御了承はいただいたのかなと事務局では捉えておりますが、また改めて御確認の意味も含めまして御説明をさせていただきまして、また御了承いただきたいと考えてございます。

それでは、資料の３ページを御覧いただけますでしょうか。

事業承継者選定基準の骨子とございますが、記載項目が１番から６番であります。赤字の部分が前回御議論いただいたところでございます。この点について、また順次御確認をさせていただきたいと思いません。

それでは、資料の５ページをお願いできますでしょうか。

提案項目とございますが、今後、提案を受けていく中では、価格に関します部分と提案

に関する部分ということで、大きく2つに分けられるところでございます。価格の部分が一番右下の5番の譲受希望価格のところでございます。そのほかの提案の部分が1番から4番でございます。各項目につきましては、事業譲渡の基本方針に掲げます基本条件、また選定要件を基に構成したところでございます。

続きまして、6ページをお願いできますでしょうか。

6ページは価格の点数、また提案に基づく加点審査点のバランスでございます。前回の委員会では、一番下の提案を重視するというので、価格の部分は25%、提案の部分は75%ということで、ある程度方向づけをいただいたところでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

これは大項目になりますが、項目別の点数の配分でございます。全体で1,000点満点の設定でございます。右下の5番、価格の部分が250点です。残り、提案の部分の750点を1番から4番で記載のとおり配分したところでございます。

まず、全体計画につきましては、今後、安定経営、しっかりとした体制といったところで評価点を重く置いている部分でございます。

保安体制の部分は、今回、ガス事業、発電事業がございますが、ガス事業のほうがより市民に直結している部分もありますし、事業規模も大きくて項目数があるということで、ガス事業を200点、発電事業を100点という設定としてございます。

3番の顧客サービス、今回の事業譲渡におきましては、市民サービスの向上が重要なポイントとしてございますので、こちらは150点です。

4番、最後ですが、経営計画の評価でございます。これは会社としてきちりとした経営ができるかを確認する意味合いのものでございまして、ここを100点、全体で1,000点といった設定で御議論いただいたところでございます。

続きまして、8ページをお願いできますでしょうか。

各委員による採点方法とありますが、実際、各項目ごとにどのように点数をつけていくかでございます。前回御説明させていただいたところでは、9ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、各項目ごとにAからFの6段階で評価内容を設定させていただきまして、それぞれの倍率を掛けて点数化させていただいたところなんです。こちらの方法が、単純に各委員の皆様は点数、0点から10点をつけていただくよりも、一定の指標があつておつけいたいただいほうが、より点数の振れ幅、ぶれがないところもメリットがあるということで、おお

むねこちらのほうで御了解いただいたところでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

こちらが提案価格でございます。こちらをどういうふうに得点として計算していくかという方法でございます。

11ページをお開きいただけますでしょうか。

方法としては、上にあります比率法①、②、比例配分法と、3つがありますが、前回、得点の乖離度が最も小さくなる点が優れているという理由から、比率法①がより適切ではないかとなったところでございます。

以上、資料の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員長】 ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か質問等がございましたら御発言をお願いいたします。どなたからでも、どんなことでもお願いいたします。

9ページのスライドにありますように、A B C D E Fで我々は評価をしていくわけなんですけれども、例えば私が大学なんかでFをつけるというのは、定義は不合格ということで、これが1個でもついたらアウトみたいな、そういうことをやることは理論的には不可能ではないですね。その辺り、事務局としてはそこまでは考えないですかね。

【事務局】 そうですね。そこまでの検討の必要があるかと認識はしているんですが、委員の方、どなたかお一人でもFをつけると、そこで失格にするかどうかというところがございます。そこでいきますと、かなり各委員様の責任と申しますか、そういったところが逆に御負担になろうかなと考えておりますので、この点についてはまた御相談をさせていただければと考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

この時点でもし何かおっしゃりたいことがあれば。2人もFが出るというのは、相当ひどいことではないですかと、それはあるかもしれませんね。ほかの自治体ではそういうことを採用してもございます。ですが、委員の負担が大きくなるのは事実ということですね。その辺り、しっかりとまたお願いします。

【委員】 大学でもそうですけど、採点者によって甘かったり厳しかったりとかがあるかなと思うので、ある程度割合というか、そういうのを決めるのかどうか。

【委員長】 前回の議論では、まあよいのではないかという、これはなかなかしっかりしているのではないかというのであればBにしましょうということを委員の中で合意があればという話も出ていたわけですけども、まあいいのではないかという基準がまた曖昧と

ということですね。

【委員】 基準化するのは難しいのかなとは思いますが。

【委員長】 これは実際にプレゼンを受けて、プレゼンの巧拙というか、非常にプレゼンがうまいということになってくると、やっぱり評価をよくするというのも傾向としてはあるかもしれません。つまり印象点ですね。印象に左右され過ぎずに書くということで、しっかりと見ていくということも大事なんじゃないかなと思いますね。

最初にAをつけてしまいますと、次もA、またその次もAということにもなりかねないので、例えば最初は一律Bでスタートするとか、そして次の企業のプレゼンはさらによかったからAとか、そういうやり方が賢いのかもしれません。

その辺りはどうですか。最初に何か基準をつくったほうがよろしいですか。

【事務局】 そこは今後御相談させていただきたいところでございまして、今想定しているのが、各提案書が出てきたところで、違いを明らかにするというのが1つポイントかなと思っています。その上で、各委員の皆様书面だけを見ていただいて、次にプレゼンを聞いていただいて評価をしていただくといった方法がよろしいのかなというふうに今のところは考えているところでございます。

【委員長】 なるほど。すごく丁寧なやり方だと思います。事前に注目すべき点を確認しておいて、そしてしっかりと議論をするということですね。

【事務局】 最終的には、今の事務局の思いとすると、各委員の皆様の採点結果を単純に集計させていただくということを考えておりまして、そこでまた委員の間で意見協議をして点数調整をしていくことまでは想定をしていないところでございます。そこはまた御相談をさせていただきます。

【委員長】 分かりました。ありがとうございます。一度出した評価は、その後、調整はないということをおちゃんと想定しておかなきゃならないですね。

この段階でおっしゃっておきたいことがございましたら、どんなことでもお願いします。

【委員】 1つよろしいでしょうか。

【委員長】 お願いします。

【委員】 7ページの経営計画の評価で、資金調達計画から設備投資計画まで5項目ありますけれども、これは年数的には何年間を徴収する予定なんでしょうか。

【事務局】 今、10年程度を予定してございます。

【委員長】 10年程度ということですが、 委員、何かコメントがありましたら。

【委員】 長いような気がしないでもないですけども。特に、予定貸借対照表なんかはなかなか難しいのかなと。10年先の貸借対照表がどうなっていますかと聞かれると、多分なかなか書けないのかなと。

【委員長】 この辺り、事務局、いかがですか。

【事務局】 おっしゃるところもあると思います。当然企業経営の中で10年先を見通すというのは難しいかなと考えておりますので、今の御意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 今の御意見も含めて、この4番が100点でいいのかなとは思いますが。ここが駄目ならどうにもならんわけで、もうちょっとウエートがあるような。全体計画の中にこういうのが入り込んでいるのかどうか分からないですけど、入っていないように思うので。全体計画でいろいろないいことが書いてあっても、4番でうまく説明できないと、これはなかなか厳しいことになるので、100点でいいのかなというのはちょっと思いました。

【委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 御指摘のとおり、全体計画の中では、いわゆるお金の部分が入っていない状況でございます。組織体制と経営のビジョン、計画が中心でございまして、お金の部分は4番の経営計画の評価に全て入っている状況でございます。

もしこちらのほうのウエートを高めるということであれば、1,000点満点ということでもございますので、逆にどこかを削ることも必要になってきますので、その辺、また御意見をいただければと思います。

【委員長】 そうすると、50点程度の差し引き、どこか下げて4番を上げるということに対応しますかね。4番はせいぜい150点でしょうか。

【委員】 50点刻みになっていますから。

【委員】 計画なので、つくる時はそうなるであろうとつくったとしても、なかなか絵に描いた餅に終わる可能性もなきにしもあらずで、提案者の思いがここに全部出てくるんじゃないかと思うんですね。そうした場合、どういうふうに我々が評価するかもまた問題になってくると思うので、いいように書かれてしまうと、やっぱり評価はよくなると思うんです。実際そうなるかどうかは分からないのに、よく見せているというパターンも結構あると思うので、その辺の兼ね合いが。我々としては、その実現可能性まで評価しない

といけなくなってくる可能性もなきにしもあらずだと思います。

【委員】 でも、それは全部に言えますわな、こういうプロポーザルのやつは。それはプレゼンをよく聞いた感じで評価しなきゃいかんのでしょうか。分配論としては、要するに資金が回らないところへ譲渡してもしようがないわけなので、もうちょっと点があってもいいかなとは思いました。

【委員長】 分かりました。

その点、例えば全体計画のところ、高橋課長がおっしゃったように、お金の部分について入っていませんと。全体計画の200点という配点が、そういう観点からすると150点に落としてもいいのかなと。もう少ししっかりと、将来計画がお金の面で評価できる4番を重くすると。この辺りの微修正、結構意義があるんじゃないかなと思うんですけど、事務局、いかがですか。

【事務局】 経営上はどういうふうに資金繰りをしていくか、経営してくかというのは非常に重要なポイントだと思っておりますので、今ほど御指摘いただいたところがありますので、これは修正をさせていただければよろしいかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 そうしますと、全体計画が150点、また4番のほうも150点といった形で。

【委員長】 はい。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。■■■■委員、お願いします。

【委員】 今のお話ですと、1番と4番が表裏一体という形ですので、続けるような形で見ていくほうが見やすいのかなという気がしました。

それと、1番の中に地元関係事業者の活用とあるんですが、企業体そのものが地元であることというのは評価にはつながらないのでしょうか。要は、全く石川県金沢市と関係のない大企業がどんと入ってくるということは、市民感覚としてはあまりうれしくないなど。できれば、地元の企業に育ってほしいというところがありますので、そこをどのような評価の仕方をされるのかなと。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 今お示ししているのは項目だけでございまして、各項目の審査の視点であるとか、採点をしていく上での考え方というのもお示しさせていただきながら御協議いただきたいと思っております。今、■■■■委員からいただいた点も踏まえて、その辺はまた作

成していきたいと思えます。

【委員長】 ■■■委員のおっしゃった4番の順位を上げて、1番の次ぐらいに持ってきたらいいんじゃないですかという意見がございましたので、その点も御検討をお願いします。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

そのほかには特にございませんようですので、それではこれで事務局にお任せしたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 続きまして、審議事項(2)新会社に対する市の関与について、御説明をお願いします。

【事務局】 右肩、審議事項資料2のA3判の資料でございます。よろしくお願いたします。

こちらも前回御議論いただいたものでございます。前回の整理といたしましては、エネルギー事業者に対します国の監視体制が三重、四重と非常に手厚いといったことを踏まえまして、市としては事業承継者が提案してきた内容、提案事項の履行の確認を行っていく、それをもって市民の利益保護につなげていくということでございまして、そのために必要な範囲で市の出資、また譲渡契約におけます契約条件、この組合せについてさらに検討を行うということで前回は整理をしたところでございます。

最初に、資料の左側の論点①の契約条件でございます。前回もここはお示しさせていただいておりまして、基本条件、これは義務づけの部分でございます。ここで事前、事後、また自主的な情報開示ということで、記載の点について義務づけを行っていかばどうかということ、さらなる部分については、応募者から提案を求めているかどうかというのが今のところの案でございます。

右側の論点②、出資比率・出資上限額の部分でございます。事業譲渡の基本方針におきましては、出資比率に関しまして、柔軟な企業活動を阻害しない範囲と示しているところでございます。そこを踏まえて、どういった比率を求めていくかということで、案としてこちらに3つお示しさせていただいております。

表のほう、ちょっと細かいんですが、まず案1でございます。こちらが市の出資比率が

3%以上25%未満。その下の案2が3%以上、ここは同じです、上限を10%未満とするもの。案3として、単純に3%にするものでございます。

まずは、この比率の下限、3%の部分でございますが、論点①の契約条件で、決算書であるとか年次報告書の確認をしていくわけでございますが、その辺のバックデータを確認する必要が出てきたときには、やはり3%、会計帳簿の閲覧権、この辺がどうしても必要になるわけございまして、下限の3%以上は必ず確保したいといった意味合いでございます。

次に、比率の上限でございますが、前回の中では、国の監視体制を踏まえまして、左の真ん中に率ごとの権利が書いてございますが、出資比率が25%以上になりますと、市に監査委員という職がございまして、そこの監査を受ける対象になるということでございまして、国が非常に手厚い監視体制を構築している中で、そこまでは不要ではないかというのが前回でのところでした。

その下、案2の10%未満です。

10%が会社法上の解散請求権でございまして、これはそもそもは株主の救済制度でございまして。今回、市といたしましては株主の救済といった視点ではなくて、市民の利益保護に重きを置いているところでございまして、そういった意味合いでは10%の必要はないのではという案でございます。

以上で下限上限の御説明になりますが、この資料の表の一番右に出資上限額、18.8億円から下は2.3億円と書いてございます点について、下の先事例からの想定資本金額といったところで御説明をさせていただきます。なお、新会社の資本金につきましては民間側で決めるとなっております。その点、御留意いただきたいと思います。

ただ、比率、上限を設定していく上では、どういった想定が取れるかが非常に大事なところでございます。その点につきまして、先事例からの想定資本金額ということで、長野県、久留米市、福井市の3つの事例をお示しさせていただいているところであります。それぞれ事業開始当初の状況におきまして、固定資産と資本金の比率、これを右側、新会社想定額とございますが、ここで固定資産とあるのが今現在の市の両事業の固定資産の総額でございます。この固定資産の総額に先事例の固定資産と資本金の比率を掛け合わせて計算した想定資本金が網かけの部分でございます。長野県の率でいきますと、75.6億円と非常に高額なものになります。一方、福井市の例でいきますと、15.5億円になってくるところでございます。

その右側で類似民間企業の資本金額と記載をさせていただいておりますが、こちらが類似規模の企業の今現在の資本金額を実際のデータでお示ししております。福井都市ガスから、右側、黒部川電力のところまで6社を取りまして、平均を出しますと35.3億という状況になってございます。

先行事例からの想定資本金額、また類似民間企業の資本金額を踏まえまして、新しい会社の想定資本金の規模、これは上のほうに枠囲いで記載しておりますが、おおむね15億円から75億円になろうかという想定でございます。

そこで、市の出資額がどうなるか。数字的には0.5、要は5,000万円から18.8億円と記載しております。この根拠については、下の市の想定出資額の表を御覧いただきますと、右側のほうに向かって、網かけの部分が想定資本金額を横に並べてありまして、この資本金に対して市の出資比率、25%から3%までであります。これをざっと計算したものを表としてつけさせていただいております。ここで、最低の資本金15億円で3%の場合が0.5億円、最も高いときが、資本金が75億、出資比率が25%のときに18.8億円になるということでございます。

この計算結果を一番上の表に記載させていただいているところでございます。この出資の上限額も踏まえまして、市から見たときの長所、短所という視点で記載させていただいております。

案1では、出資の上限額が非常に多額になるおそれがあるということでございます。18.8億円というのは非常に大きな額だと市としても考えておりまして、万が一、こういった額を実際に出資するとなりますと、新会社に対する経済的支援と捉えられるおそれもあるかということもございますし、上限額については、基本的には募集要項のほうにも記載していくということございまして、募集要項を見た応募者側が市の出資に過大な期待を持つおそれもあるかということもございます。

案2の3%以上10%未満でございます。出資の上限額とすると、この場合は7.5億円でございます。金額はそこそこ大きいところではありますが、基本的に率的にはマーケットサウンディングの結果からも、おおむね、民間側からしても柔軟な企業活動を阻害しない範囲として、約3割の企業から回答を得ているということもございます。そういったところで、比率の水準、また幅でも、より適切ではないかと考えているところでございます。

あと、3%と固定してしまうやり方でございます。こちらの場合は、出資の上限額は非

常に小さくできるメリットがありますが、一方で、応募者側で経営をしていくということで、資本政策であります。資本金、借入金、これをどういう組合せでやるかについて検討していく上では、固定をしてしまうと少し幅を狭めてしまうのかということもあります。

全部御説明させていただきたいと思いますが、資料の一番下に論点③と記載してございます。今後、実際に出資を行う、経営状況の確認を行っていくということでございまして、事業譲渡の基本方針におきましては、出資の期間については特に言及はしてございません。経営状況確認は一定期間行うと言及しているところでございますが、今現在の事務局の案といたしますと、今回の募集要項の中では、特に期限を定めないほうがよろしいのかなと思っております。ただ、一定程度、どのくらいの期間かという想定も立てる必要もあろうかということでございまして、括弧書きでございまして、事業譲渡日から5年後をめぐりに事業承継、また経営安定化の状況を確認いたしまして、継続の必要性を市のほうで判断していきたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上とさせていただきます。

【委員長】 ただいま事務局から説明がありましたけれども、御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いします。

論点①から論点②、③とございますけれども、論点①からざっと見てまいりましょう。

論点①、契約条件ということで、また後で、募集要項に関する事項の中で基本条件が詳しく議論されてまいります。つまりは市がこのようにやってほしいと望む条件ということになります。さらに、応募者の側が、我々はこういうことをやりますという約束、両者を併せて契約条件となる、こういうつくりつけであります。これは合理的なスキームじゃないかなと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、論点②に参ります。出資比率・出資上限額、3案ございましたけれども、案1、案2、案3で、長所、短所の丸バツを見てまいりますと、案2が割と丸、長所が多い、短所は少ない。案1は短所が多いということであります。案3になってまいりますと、これは丸のほうが一応数は少ないところでございますが、この辺り、大変肝になってまいります。ぜひ御発言をお願いいたします。

資本金の設定が応募者提案事項でございますので、こういう規模の会社にしたんだというふうに応募者が提案してきたときに、市として3%出資しますというか、ちょっと裕度を持たせて、3%は最低必要ですと。前は3%以上25%未満ということで始めたわ

けですけれども、少し精査しましたところ、もっと低い比率のほうがよいのではないかと
いう、より絞り込んできたというふうには理解いたしました。この辺り、いかが
でしょうか。

■委員は3%というのを第1回でおっしゃいましたが、それは1つ考え方としてはあ
りますけれども、丸が1つ、バツが2つですけれども、いかがですか。

【委員】 私は、3%は必要だろうということは思っていますし、25%とかそういう
レベルになると、非常に重要な株主になってしまって、あまりにも多いと思っ
ていますが。

【委員長】 バッファがないという気持ち悪さはないですか。3%にばちっと決
めてしまうということで市として何となく動きようがないということはある
ですか。

【委員】 もう少しあってもいいのかなという気はします。本当に少ないので、5%
とか10%とかということもあるんですけれども。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 論点が交じりますけど、論点③に市職員の方の派遣期間と書いてあり
ますね。これは別にまだ決まっていらないんですか。それと出資期間が連動する
ので。

【委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 職員の派遣期間は、一応法律上の上限は1回当たり3年ですが、ただ
これは繰り返しできる、限度は特にないということでございます。

あと、具体的な今回の派遣期間が何年になるかというところは、実際に優先交渉権
者が決まった後に協議をした上で決めていくという形になっています。今のところ
は、経営確認等については5年後をめどにと考えてございますが、これが実際に何
年になるかというのは、今の段階では分からないところでございます。

仮に3年間派遣するというときに、出資は少なくとも3年は必要ということになり
ます。

【委員】 市の職員の方が、先々、新会社へ転籍されるケースも出てくるわけ
ですか。

【事務局】 それはあくまでも本人に希望によりますので、その場合は。

【委員】 あるいは、新会社と市の協議によってそういうこともあるわな。

【委員】 いきなり変えてくれと言われてもいかんわけでしょうからね。だとす
ると、そんなに短い出資期間でもないなということなんですかね。3%よりちょ
っと多いほうがいいとは思いましたがけれども。数字の区切りで言うと5%ぐら
いかなと。

【委員長】 25%というのは、■委員はそういうお話でしたけど、やっぱり25%
は全然多い。

【委員】 それは多い。

【委員長】 そうすると、先週は案1だったんですけど、案2ぐらいですかね。

【委員】 案2の中のどこかでいいんじゃないか。つまり「譲渡」という言葉を使っているんだから、基本的には譲渡してしまうという考え方の中で、いろんな状況の中での出資なので、監督、目が行き届くという範囲で十分だろうと思いますけれども、そのことも含めて相手を選ばなきゃいかんということなんでしょうね。

【委員長】 分かりました。

そうすると、論点②に関しましては、案2のほうで進めていくということでしょうか。

【委員】 案2も幅広いので、どこになるか分かりませんが。

【委員長】 5%あたりがばちっとはまる感じのイメージもしますが。

しかし、ばちっと決めてしまって、5%としてしまって、あと応募者提案次第で幾らの金額になるかは、実は人任せというのも若干気持ち悪いような気もしますね。若干余裕があって、市としても裁量があるという。

【委員】 結果論としてどうなるかは、案2に入っていればいいということですか。

【委員長】 そうです。

【事務局】 はい。比率とすると、3%以上10%未満に入っていること。さらに金額のほうでございます。上限の額、今の想定では7.5億という想定でございますので、この範囲であればいいということでもあります。

【委員長】 なるほど。その範囲内で。

【委員】 想定資本金というのは、各自治体の固定資産の率を持ってきているわけですよ。184億5,000万円というのは、今、金沢市企業局が持って譲渡する予定の帳簿価格という理解ですよ。

【事務局】 はい。

【委員】 資本金自体は会社を設立するところが決めると思うので、資本金が小さければ借入金が増えるということだと思うので、その辺がこのとおりにいくかどうかはちょっと分からないですよ。固定資産の割合でもって資本金がなるということではないわけなので、相当幅があるような気がしないでもないですね。今後、成立後の、譲渡後の経営を考えれば、借入金は少なければ少ないほどいいでしょうし、そうすると資本金が100億になる可能性もなきにしもあらずですので、そう考えると、一応3%から10%といいなが

ら、100億になったら10億になってしまいますし。ある意味、逆に、パーセントと金額も上限を決めていくパターンのほうがいいのかも说不定ですね。おっしゃったように、7.5億、3%以上から10%未満と。

【委員長】 事務局、いかがですか。上限でいくと。

【事務局】 おっしゃるとおりでありまして、本当に新会社の資本金の規模が幾らになるかというのは不明でありまして、今御指摘あったように、100億になる可能性も当然ゼロではないところであります。率でキャップをかける部分と、額でもキャップをかける、その両建てでできればさせていただきたいなと思っております、案2でいきますと、率は10%未満、出資の金額は7.5億以下といったところで設定できればと思っております。

【委員長】 実質、委員の御懸念というのは、案2であればクリアできるという考えでよろしいですか。

【事務局】 そうですね。資本金の設定にかかわらず、額として7.5億が上限ということで、そこで市としては一定の安心感といいますか、そういったところは確保できる場所でございます。

【委員長】 よさそうですね。

そうしましたら、委員からございました論点③ですけれども、期限は定めないけれども、事業譲渡日から5年後をめどに事業承継や経営安定化の状況を見て、あくまでも市のほうで継続が必要だということで判断すると。これはよろしいですかね。市の職員を引き揚げるということも含め、継続の必要性は市が判断できるようになっているということでございます。

【委員】 会社は、あともう二、三年派遣してほしいにもかかわらず、市は引き揚げるというパターンもあるということですか。

【事務局】 それはあり得ないです。

【委員】 いえ、出資は継続するんだけれども、市の職員の派遣はもう結構ですよというパターンもなきにしもあらずかと。

【事務局】 そういうケースもあろうかと思えます。

【委員】 ただ、市は派遣が必要であるという判断にもかかわらず、会社はもう派遣はいいですよということもあり得ると思うんですね。ここで市で判断するということを入れてしまうと、それが実現できない可能性も。

【事務局】 職員の派遣期間なのですが、これは優先交渉権者が決まって事業譲渡契約を締結する段階において、市とすると、円滑に事業承継ができる期間をその段階で設定させていただきたいと思っております。

会社がこういったニーズで市の職員の派遣をさらに望むのかというのは、なかなか想定はできていないのですが、市とすると、円滑な引継ぎのために必要な期間、職員を派遣するというところで相手方と協議をして契約を締結するということを考えております。

一方、出資の期間については、長くなる可能性も、あろうかなとは考えております。

あと、先行の自治体であります、2例だけあります。資料にも書いてあるんですが、長野県のガス事業、また九州の久留米市のガス事業を譲渡したときにも、県、市が出資をして職員を派遣した事例がございます。久留米市は市の出資、職員の派遣とも3年間で全て完了しています。長野県のほうは、職員は3年間出しましたが、出資は10年以上、まだずっと続けている状況でありまして、今後の検討によりますが、そういった状況になる可能性もあるということでもあります。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 もしも分かったらですけども、今おっしゃった長野と久留米、3年間で派遣をやめたと。派遣をやめた場合は、派遣させた方々は、長野県とか久留米市の中のどこかにまた公務員として吸収されたということ？

【事務局】 そうです。おっしゃるとおりです。

【委員】 外部からだけの見方でいうと、譲渡するということは行政の経営効率を上げるという意味だとすると、また職員が帰ってくるのは、職員の立場とか、そういうことは別にして、要するに民間の会社のほうへ派遣して、3年たったら希望者はどんどん転籍して行って帰ってくる人を少なくしたほうがいいように思うんだけど、そういうことはここでは議論しないでしょうが、外部から見ると、せっかく譲渡した後、効率につながったとすると、戻ってきた分だけ効率が下がったようなイメージはあるかもしれませんね。御本人の、派遣される方々の話があるのでいろいろ難しいと思うんですけども。

【事務局】 その点につきましては、市全体の人員計画の中で検討させていただいております。

【委員】 それからもう一つ、平均を聞いてもあまり意味はないんですけども、派遣される職員の方々の平均年齢はお幾つぐらいですか。

【事務局】 実際、どの職員が行くかというのは別にしておいて、ガス事業、発電事業

に今携わっている職員でいきますと、一番多いのが40代です。

【委員】 分かりました。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 他県の例で、場合によっては転籍される人も結構おられるわけでしょう？

【事務局】 ほかの事例でいきますと、転籍している方は、事例的には少ないというところがあります。

【事務局】 今、私どもも組合といろいろ話している中で、職員の中には退職派遣ということで、公務員という身分がその間一時的にもなくなりますから、その後どうなるのかなど不安を持っている職員も多うございます。その辺、私どももしっかり説明はしていきたいと思っております。

【委員長】 ここに書いてあります「事業譲渡日から5年後をめぐりに事業承継や経営安定化の状況等を確認し」という、この確認という部分にその件もありますし、それから企業に対する評価もあるでしょうし、そういうところもちゃんと酌み取っての確認であると、そういうことですね。だから、あくまでも判断は市の側に裁量を持たせる形で、市に過度な負担のないように、そういうすり合わせの余地もあると、こういうことになっていると思いますね。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、論点①から論点③まで終了いたしました。

続きまして、審議事項（3）参加資格基準の論点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 1時間ほどになりますので、休憩を一旦入れさせていただいて、換気をさせていただきますてもよろしいでしょうか。

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今10時20分を過ぎておりますけれども、半過ぎまでお休みしたいと思います。よろしく申し上げます。お手洗い等もお願いいたします。

（ 休 憩 ）

【委員長】 それでは再開いたします。

続きまして、審議事項（3）参加資格基準の論点について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料は、A3判で右肩に審議事項資料3と記載したものでございます。

参加資格基準でございますが、前回の委員会でも御議論いただいたところでございます。

論点が2つございまして、論点の1つ目が事業実績の要求水準でございます。論点の2つ目が実績要件をどこの範囲まで認めるかということでございまして、まず左側の論点①から御説明させていただきたいと思っております。

上の表がガス事業、下が発電事業で、前回の資料の中では、技術的な要件のところ御説明を差し上げたところですが、今回は会社の数ということで書かせていただいております。

ガス事業の一般ガス導管事業からでございますが、技術的な要件といたしますと、ここが緊急保安を全て担うということで非常に重要な事業でございます。そこにおきまして、民間、民営の都市ガス会社でございますが、今現在、全国で約170社あるということでございます。

このうち、下のLNG設備運用ということで、ガス会社の中では自前でLNG設備、前回、港エネルギーセンターを御視察いただきましたが、ああいった設備を持っているガス会社と、持っていないが他社から仕入れて小売をしているという2つの事業者がいますが、LNG設備を持っている会社、先ほどの一般ガス導管事業の170社、このうちLNGを持っているのが50社程度まで減ってくるということでございます。なお、電力会社、石油系グループ会社と書いてございます。ここは内数ではございません。あくまで参考として記載させていただいております、電力会社でも火力発電の中でこうしたLNGの設備を持っているということで、その会社の数を記載させていただいております。

ガス小売事業のほうですが、基本的に一般ガス導管事業をやっている会社は全てガスの小売事業をやっております、さらに平成29年の小売全面自由化以降におきましては、記載のLPG会社、電力会社、新電力、こういったところはガスの小売だけです。小売に参入しているということで、全国的には1,200社ほどあるということで、小売だけを見ると非常に多くの会社がございまして。

その下の簡易ガス事業でございます。これは、ガス事業法的にはガスの小売事業に含まれる部分でございまして、こちらも相当の数がございまして。

発電事業でございますが、今回、譲渡対象の発電事業でございます。発電事業で全国的に実績のある会社、いわゆる電力会社をはじめとしまして、都市ガス会社でも2社やっている。あとは新電力、あと発電だけをやっていて、小売をやっていない発電事業者もいるということで、全国的には電力会社11社、都市ガス2、新電力等で660という数がございまして。

このうち、水力発電をやっている会社でございます。発電だけでいきますと、水力以外の太陽光、風力、そういったところも入ってくるわけでございますが、水力だけで見ますと、電力会社では10社、新電力等では40社ということで、非常に少なくなってくる状況でございます。

さらに、前回少し御説明いたしました出力の関係です。本市の発電事業につきましては、5か所のうち4か所が1,000kw以上でございます。こういった出力の要件をつけますと、該当する実績のある会社でございます。電力会社は変わりませんが、新電力のほうでは40社が25社に絞られてくるということになります。

さらに、ダム運用になりますと、こちらも電力会社は変わりませんが、新電力はさらに減って15社程度になってきます。

さらにまた、多目的ダム、今回、水道の関係もあるということで、多目的ダムでいきますと、電力会社の中でもこういった運用をやっていない会社がございます。こちらになりますと、数が非常に少なくなるという状況でございます。

こうした会社の数の状況等も踏まえまして、資料の中で線を引かせていただいております。ガス事業では一般ガス導管事業、発電事業では水力発電設備運用で線を引いてございますが、これは事務局としての案でございます。

今回、公募をかけていくところでは、多くの応募、参加を期待すると、競争を促進することでよりよい提案を引き出すということが重要でございます。そうした観点からいきますと、ガス事業のほうは他の譲渡事例におきましても、すべからず一般ガス導管事業で線引きをしているところでございます。

発電事業のほうは、なかなか類似の譲渡事例が少ないといったところがございます。鳥取県のほうでは水力発電、3か所のコンセッション、いわゆる運営権を譲渡ということでありますが、鳥取県の事例では出力1,000kw以上でございます。過去のいわゆる事業譲渡の事例の中では、そこまでは設定されていないところでございますので、ここは競争促進といった意味合いで、水力発電設備の運用、ここまででどうかというのが事務局の案でございます。

次に、論点②につきまして御説明させていただきます。

ここでは案①から④までお示ししてございます。前回は3つの案で御説明させていただいたところですが、前回でございますと要件案②でございます。ここに近い形で、構成員の100%子会社が協力会社として参画すれば認めてもいいのではないかということで、事

務局として案をお示ししたところでございますが、今回お示ししたのはそこから若干変えてございます。

上から順番に御説明いたしますが、一番上の要件案①でございます。これはガス事業、発電事業の2つの事業、両方とも、コンソーシアムとありますが、いわゆる代表企業、構成員で実施するというところでございまして、この場合は当然認めてもよろしいのかなど。他の事例でも、基本的には構成員のみで事業を行うところを一般的には設定されているところでございます。

要件案②でございます。こちらは、一方の事業、ガス事業、発電事業、どちらでもよろしいですが、どちらかの事業を構成員の企業が担う。もう一方の事業を構成員の企業の子会社、ここで言うております子会社は、いわゆる会社法上の子会社ということで記載させていただいております。そういった子会社でありまして、実績のある会社が協力会社として入った場合でございます。

先ほど左の論点①で御説明いたしましたが、一般ガス導管事業と発電事業を1社単独で行っている事例というのが、実は都市ガス会社の2社しかない状況にあります。それと、今回の譲渡の目的の中では、経営の柔軟性も1つのポイントとさせていただいているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、協力会社として参画する企業、通常はここは何らの義務づけもないところでありまして、変な話、逃げようと思えば逃げられるものであるんですが、今回お示した案は、そこは義務づけを課すといったことでございます。今後、優先交渉権者が決まった後では事業譲渡契約に向けまして、まず基本協定を締結していくということを想定してございまして、通常は市とそこの代表企業、構成員で協定を結ぶ形なんです。さらに協力会社もその中に入れ込むということで義務づけができないか、検討させていただいております。仮に義務づけが行えるということであれば、こういう方法でもよろしいのかなと考えているところでございます。その場合は、先ほども言いましたが、義務づけをするということであれば、特に100%子会社にこだわる必要もないということでございます。

次は要件案③でございます。これも案②と同様のものですが、こちらの記載では、子会社ではなくて、資本関係のない一般の提携先でもいかがでしょうかという案になってございまして、こちらのほうも一定の義務づけを行うということでもあります。

なお、要件案②、案③、いずれの場合も、通常はなかなか認められていないケースで

ございますので、間口を広げるといった意味で、案②、案③を認めた上で、評価のほうで少し配慮していくことも可能ではないかと考えております。

最後に、要件案④でございます。こちらの場合は、代表企業、構成員とも事業実績のない会社が来て、協力会社のほうでそれを行うケースであります。こちらは、さすがに少し容認し難いのかなというところが今のところの事務局の考え方でございます。

ここでまた下の表で線を引いてございます。破線のほうが前回御説明いたしました、いわゆる100%子会社に近いケースでございまして、前ははこのところで御説明させていただきましたが、今回は子会社ということではなくて、基本協定等で義務づけを行うといった御提案でございまして、そうした場合は、BとCもあまり違いがないところでございますので、Cのほうで一応事務局の案としてお示しさせていただいているところであります。

説明は以上とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

論点①のほうは、先週かなり詰めて議論をさせていただきましたけれども、事務局のほうでそれをまとめて分かりやすい表にさせていただいたということでありまして、実績保有者ということがたくさん数字が並んでおりますけれども、これは全国を見渡したときにどれだけの実績保有者がいるのかということをおっしゃるもので、この案件に興味を示した会社がこんなにいるわけじゃないので、その点は御了解ください。

ガス事業に関しましては、一般ガス導管事業を行っている方に今回応募していただきたい。発電事業に関しましては、発電事業に加え、水力発電設備運用をしたことがある、その実績がある方に応募していただきたいということになってまいりました。

この点は先週の議論も踏まえて、なるべく多くの方に手を挙げていただきたいということで考えた結果でございますが、この部分はよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

次に、論点②のほうに参ります。

要件案①で手を挙げてくださるとしたら、全国を見渡して2社しかいないという御説明でありました。もっと幅広に広げてまいる必要がありますので、要件案②、③と出てまいり

ましたが、要件案②のほうで、前回の御議論を踏まえまして、100%子会社が協力会社である必要はないということでございます。なぜかという、協力会社であっても市との基本協定の当事者になってもらえれば義務づけという形になって縛れる、勝手にいなくなることはないということでもあります。そういった形で、協力会社というのは、出資はしませんものですから、きちんと協力会社と定義づけもしまして、主力事業に対して人的・技術的支援を行う会社という定義づけをすれば、より明確になってくるだろうということでもあります。それが要件案②の前回からの修正点であります。

要件案③につきましても、ここまで事務局としては含めたいという思いがあるということで、赤の実線になっているということであろうかと思えます。

これでいかがかということでございますけれども、御自由に御意見をお願いいたします。

【委員】 質問なんですけれども、今の話で何らかの義務づけの必要があるというのはそのとおりだなと思うんですけれども、どんな義務づけを考えているかというのを教えてください。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 2つ方法があろうかと想定してまして、1つはここに記載のとおりでありまして、基本協定です。本契約の締結前の基本協定というところで、当事者として会社の判子を押させて義務づけをするといったやり方です。

基本協定につきまして少し御説明しますと、事業譲渡契約に向けてという、基本的にはそういう基本協定になるんですが、通常は契約を結んでしまうと基本協定はそれで終わりなんですが、あえて、協力会社については期限を定めないということで義務づけができるのかと思っております。

もう一つは、誓約書を取るやり方を想定しているところであります。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【委員】 もう一度確認させていただきますが、要件案②の一番下、評価においてというのは、要は事業者選定のところでの評価ということなんでしょうか。

【事務局】 実際に提案書が出てきて皆様に評価していただく際に、先ほどAからFの6段階ということで御了承いただいたところです。その中で少し落とすような、要は両方とも構成員で組んでいるときと、一部協力会社と組んだときでは少し差をつけるようなことも必要かなと思っております。

【委員】 全体をじゃなくて、ある項目だけということですか。

【事務局】 そうですね。全体計画の中で事業の実施体制というところがございまして、その部分の評価で差をつけていくということかと思っております。

【委員】 今のは事務局の考え方で、これについても我々がそれでいいですか、いいですとか、これじゃなくてこうですということも、今ここで決めなくちゃいけないということなんですか。

【事務局】 はい。

【委員】 関連して、①より②の評価を下げるとすると、③は②より下げるとか、そういうことですか。

【事務局】 案として②、③とあるんですが、評価においては、それが子会社であろうが提携先だろうが、基本的に同じかなと今は思っております。

【委員】 ②と③は同じぐらいで、④はかなり下がるということですか。

【事務局】 そうですね。④になりますと、事業譲渡と言いながら、本来その事業を担う会社の実績のない会社ということになります。事業を行うのはまた別の協力会社ということになりますので、なかなかそこまでは認め難いのかなと、そこまで間口を広げる必要はないのかなと思っております。

【委員】 ④はエントリーさせないということもあるんですか。

【事務局】 そうです。④の場合、ここがこの線の引き方のところでありまして、事務局の案とすると、③で線を引かせていただければ、④の応募があったときには自動的にその段階で失格になるということです。

【委員長】 ここが金沢市独自の御苦労ですね。発電事業と都市ガス事業を両方束ねて売却するというので、こういうことを考えなければならぬということです。

そうしましたら、右下の表のCとDの間の赤の実線のところで引く、Dのところは御遠慮願うということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。論点①と論点②につきまして、両方とも終了いたします。

議事を続けてまいります。続きまして、審議事項(4)募集要項に関する事項についてということになります。ちょっと分厚いものになりますが、御容赦いただければと思います。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】 右肩に審議事項資料4と記載の分厚い資料でございます。

中身、項目的にはかなり数がございますので、1つずつ御審議いただければと考えております。

それではまず、全体の何があるかを御説明いたしますが、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

募集要項の中では、事業承継者に求めます条件を決めていくということになります。その中では、基本条件と要請事項がございますが、基本条件が市として必ずやってほしいこと、要請事項は可能な限りやってほしいものであります。ただ、提案があれば提案してきた会社にとっては義務になるというものでございます。

そこで、事業譲渡の基本方針で選定要件を記載してございます。それが点線の枠囲いのものでございまして、①から④がございまして、①につきましては別の評価の事項になりますので、②から④について、それぞれ条件化をしていく必要があるということでございます。これらの項目につきまして本日は御審議をいただきまして、基本的な対処方針をお決めできればと考えてございます。

こういった項目があるかについて、4ページをお開きください。5つ項目がございまして、こちらが市として義務づけをする基本条件の項目でございまして。

次に、5ページをお願いいたします。5ページは要請事項で、3つの項目を挙げさせていただいております。項目的には合わせて8つありますが、一つ一つ御審議いただきたいと思っております。まず最初に1番目の事項から御説明させていただきます。資料7ページをお開きください。

最初に料金水準とありますが、譲渡の基本方針の中では、事業譲渡後、ガス料金は一定期間、現行料金を上限に設定と記載してございます。論点といたしましては、この一定期間を何年にするかということと、ほかに何か条件づけするものがあるかないかでございます。

この点、先行事例を見ますと、表でお示ししてある部分でございまして、募集要項においては、一番長いもので5年間、短いものというか期限の定めのないところで、「努力」というところもございまして。それぞれ自治体の名前も記載してございます。直近で動いておりますのが仙台市でございまして、先日、募集要項の骨子の部分が発表されておまして、その中では5年間が最長でございまして。

あと、一番右のほうで民間提案結果とございまして、募集要項で定めたことに対しまして、最終的に何年間になったかというのが民間提案結果でございまして、ここを見ますと、

例えば最低3年間、柏崎市、見附市で募集要項上は定めましたが、最終的には5年間という答えになったということです。あと、福井市、にかほ市におきましても、それぞれ10年間、5年間ということで、募集要項上は比較的短い期間であったとしても、最終的な民間の提案の中では5年、10年になっているということでございます。

表の下の米印の部分でございますが、原料費調整制度と記載がございます。ガスの料金の制度がございまして、原料が海外からの輸入品でございまして、国際的なドル建ての価格の変動というものもありますし、当然為替の変動がございます。そういった変動につきましては原料費調整制度、電気のほうでは燃料費調整制度がありまして、これは価格の変動、輸入価格の変動を自動的に料金にはね返す仕組みがございます。そういった仕組みの部分については、これは当然変動するものということで、先行事例ではそこは容認しますということでありまして。また、民間の責めに帰することができない事由ということで、想定できない事態が起きたときには、それはまた別ですよということで、先行事例では整理されているところであります。

こうしたことを踏まえて、マーケットサウンディングのほうでも民間から聞き取りを行ったところでありますが、基本的には、原料費調整制度については認めてほしいということでありまして。また、期間につきまして大体3年程度で意見を取ったところ、そこについては受入可能という意見が多かったところであります。また、今後、法令変更、不可抗力、そういったところには容認をしてほしいということが結果としてございました。

これらの先行事例、マーケットサウンディングの結果を踏まえまして、対処方針案といたしましては、一番下に記載がございますが、ガス料金は原料費調整制度による価格変動や事業承継会社の責めに帰することができない事由による場合を除き、事業譲渡後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないものとする記載をさせていただければと考えております。

説明については、一旦は以上とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、7ページのスライドを見ながら御自由に御意見をお願いいたします。よろしく申し上げます。

マーケットサウンディングは、5年ぐらいですかねという意見はなかったんですか。3年程度という感じですか。

【事務局】 やっぱり3年程度ですね。

【委員長】 5年と言われてびっくりという雰囲気でもない。

【事務局】 そこはないです。先行事例でも5年という事例もあることも当然民間も分かっておりますので、そこを全く拒否するということはなかったです。

【委員長】 いかがでしょう。お願いします。

【委員】 これまで原料費調整制度による価格変動というのはあったんですか。

【事務局】 実は毎月調整をしております。電気料金と同じでありまして、これは毎月やる。それは事業者としてはいかんともし難い部分でありますので、そこは容認すべきと考えております。

【委員長】 よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、この論点は認められました。

続いて、8ページを御覧いただいて、お願いいたします。

【事務局】 続きまして、8ページ、9ページと2ページにわたりますが御説明いたします。内容は電力の地産地消でございます。

まず、現状整理の項目の部分ですが、今、公営の水力発電、本市を含めまして25の自治体で行っておりますが、基本的に全ての自治体で卸売のみで、小売は行っていない現状でございます。

次の発電事業譲渡理由の一つとありますが、今回の発電事業の譲渡理由の一つとして、ここに発電の卸供給のみでは地産地消が困難と書かせていただいているところでございますが、エネルギー自由化の中で水力という非化石、価値のある電源でございますが、これをいかに市民に供給していくかということが1つの課題だと認識しております。ここに3点記載がございまして、本市が実際に自治体で電気の小売を行うとなりますと、販売の対象が全ての市民ということになります。電気の量だけでいきますと、今、市の発電所で作られる電気は一般世帯で4万戸相当でございます。金沢市内には20万戸ある、さらに事業所もあるということでありまして、電源が不足する状況にあるということでございます。

また、2点目でございますが、今、電力小売全面自由化でありまして非常に競争が激しくなってきているところであります。ここ北陸におきましては、電力の全面自由化になりまして、いわゆる新電力のほうも入り込んでいるところでもありますし、金沢市内にも新電力の会社もあります。市がそういったところへあえて小売の参入となりますと、当然競争の中に入り込んでいくこととなりますので、なかなか採算面でも確保が難しいところで

あります。

市内全域を対象に電気の小売をするといったしましても、今の小売全面自由化の中では、当然のように電気とガスのセット販売ということが起きているんですが、ガスの供給区域は市内全域には至っていない、平野部のみでありまして、なかなか山間部であるとか森本の方面、この辺になると、そういったセット販売もできないというところで、自治体としては、すべからず住民には公平なサービスの提供というところですが、なかなかそこも難しく行っていないところでもあります。

事業譲渡により期待する事項とありますけれども、基本的には、今、市としては行えない地産地消の実現といったこともありますし、当然電力の小売、市民にも直結するものがあります。そういったところでサービスの向上を期待するものがございます。

そうしたところで、募集要項の中で条件化をしていく上で2つ課題があると記載させていただいておりますが、今現在、市では小売を行っていないところでありまして、新会社が小売をしたときにどれだけの需要を確保できるかについては、なかなか把握が困難であるということでもあります。また、電力の地産地消でございます。金沢産の電気を金沢で販売ということを経営条件化したときに、応募者で対応が取れるかどうか1つの課題として認識しているところであります。

論点は2つでありまして、応募者側が地産地消をきっちり約束できるかどうか、小売を条件化することで応募者の数を制限することにならないかが論点としてあろうかというところがございます。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

こういったことを踏まえてでございますが、先に下のマーケットサウンディングの結果から御説明いたしますが、民間の考え方とすると、基本的に小売を行うことについては問題はないということでございます。

ただ、小売の方法でございます。どういった手法があるかということで、基本的には新会社での販売をイメージするところですが、それだけでは若干柔軟性に欠ける、別のやり方が取れないかといった意見があったところがございます。

その方法を上のほうの図で3つお示ししているところがございます。

一番上の類型①でございます。こちらは、ここの図表には譲受会社とあります。これがいわゆる新会社でありまして、新会社は引き続き卸売のみを行うということで、電気については他の小売の電気事業者、あとJEPXとありますが、これは電力の取引市場がござ

いまして、そちらのほうへ卸すことも考えられるということでありまして、卸売先の小売電気で地産地消のプランを導入するものでございます。

次の類型②でございます。こちらは一部新会社のほうで直接小売を行う、もう一部については類型①と同じです、別の小売会社に電気を売るということであります。

なぜこういうことが出てくるかということですが、やはりここは柔軟性を取りたいということでありまして、今、全国的にも電力会社以外、実際に電気の小売を行うときには国のライセンスを取る必要があるんですが、ライセンスを取らない、いわゆる取次で行うケースもいろいろあるということでもあります。そういったところも柔軟に認めてほしいというのが意見としてございます。

類型③でございます。こちらが一番イメージしやすいところで、新会社のほうで全て販売するというところでございます。こちらのほうは実は課題がございまして、新規参入の新電力会社ということになりますので、事業譲渡の日からいきなり全部の電気を売ることが難しいといった課題があるということでもあります。

本来的には類型③がイメージされるところでありますが、実際の販売を考えていくと、類型②、類型①といった方法も柔軟に認めてほしいということでございます。

一番下の対処方針案でございますが、実際譲渡日から全量販売するというのも非常に困難でありますので、そこを踏まえまして、募集要項のほうには、電力の地産地消プランについては導入をしてほしいと、ただし、電力の小売の手法につきましては問わないという形で書かせていただければということが事務局の案でございます。

長くなりましたが、以上で終わります。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、8ページに戻っていただきまして、論点が2つございます。応募者が電力の地産地消の実施を提案時点でコミットできるのか。コミットできない、特に事業当初は全発電量を小売でさばき切れないかもしれません。それから、2つ目が応募者数を制限する条件になってしまわないか。つまり、条件によっては、電力の小売事業に対応できない応募者が応募そのものを断念するのではないかということでもあります。

どんなことでも御自由に御発言をお願いします。

これは、あくまでも懸念を述べているということですね。だから、9ページの類型③で、新会社が初年度から全量を自ら小売することは現実的ではないとおっしゃいますけれども、例えば、ほかの例としましては、全国に2社しかないという旧一般ガス導管事業者で発電

事業を行っておられるというところがある、ここは小売の電気事業のライセンスを持っておられるということでもあります。そういったところが新会社でコンソーシアムを組まれて、地産地消プランを1つされると、こういうことというのは、もしかしたら初年度から結構いい線いくのかなと。事務局としてはどういうイメージをお持ちなんですか。

【事務局】 事務局といたしますと、確かに20万世帯の中で4万世帯分ということでは、量的には割合で見ると小さい量かなとは思っているんですけども、実際それを全量売ろうとなると、ここはかなりハードルが高いのかなと思っております。

地産地消というプランを立てたときには、ユーザーがどれだけいるかというのは見えないうところでありまして、結局さばけない電気は通常の小売のメニューで売るか、または別に他社に売るとか卸の取引所に出すかということで、いろいろな選択肢を持たせてあげたほうがより提案が出てくるというか、提案というよりも、逆に応募者の数に効いてくるのかなとは思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、その説明を踏まえまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、10番目のスライド、10ページ目を御覧ください。御説明をお願いします。

【事務局】 10ページでございます。こちらはサービスの関係でございますが、譲渡の基本方針の中では、ガス、電力、今回これは一体経営をするということを踏まえまして、一体経営による新たなサービスの創出を求めているところを記載しているところでございます。

この点は、他の先行事例におきましても、これはガスと電力というわけではありませんが、ガス事業の事例であっても公営ではできなかったことを求めている状況でございます。

マーケットサウンディングの中では、各社ともサービスの向上が大切でありながら、一方で、ガスと電気のセット販売というふうに明確に義務づけされると、自由度が失われるという御意見もあったところでございます。

そこで、対処方針案といたしましては譲渡基本方針とほぼ同じでございまして、ガス事業、電力事業、これを一体的に経営することで生まれます公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することと記載させていただいているところであります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、10ページのスライドを御覧いただきながら、御意見、御質問等がございましたら御自由にお願いたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そうしましたら、これで募集要項の策定を進めていただきたいと思います。

続きまして、11ページのスライドをお願いいたします。御説明をお願いします。

【事務局】 11ページでございます。こちらは市民・市・地域との連携とあります。災害等での市との連携という点でございます。

先行事例は、ほぼ上下水道事業と連携した復旧活動、こういったところで記載されているところがございます。

マーケットサウンディングにおきましては、事業者といたしましては、当然こういう災害時、緊急時に備えてBCP、事業継続計画は当然のように策定したいという答えでありました。

対処方針案では、事業継続計画を立案することに加えまして、その内容をホームページ等で市民に公開することということで記載させていただいているところであります。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

11ページを御覧いただきながら、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。お願いいたします。

【委員】 先行事例の中にある災害時の市との連携というところは盛り込んでおいたほうがよいのかなと思います。

【委員長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 事業譲渡後も企業局のほうでは上下水道事業を引き続き行っています。今現在は、当然災害が起きたときには、3事業を一体的に対応していくということでありますので、今の委員の御指摘もごもっともなところかと思えます。

先行事例のほうにあります、災害時においては、市上下水道事業と連携して復旧活動をするということの趣旨の記載を加えてもよろしいかと思っております。

【委員長】 大規模災害の多発は本当に実感いたします。

委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、次に参りましょう。12ページ、御説明をお願いします。

【事務局】 12ページはまちづくりの関連でありまして、譲渡の基本方針の中ではSDGsの推進等に向けた連携関係の構築ということで、包括協定の締結ということに記載しているところでございます。

この包括協定とは何かということで、簡単に先行事例の項目を少しつまんで記載してございますが、今回はガス、発電ということでエネルギーの関係でございますが、エネルギー事業以外でも、防災であるとか健康、観光、また教育といったところでも他の事例ではございます。

非常に幅広にありまして、マーケットサウンディングにおきましては、内容的には、市としてはどういった考えがあるかということではいろいろ御意見があったんですが、今、市としてはいろんな構想であるとか計画を複数持っています。そこでさらにSDGsも加わってきたところでございますので、そういったものを見ていただいて民間から提案をいただければなと事務局としては考えているところでございます。

対処方針案では、これも譲渡基本方針とほぼ同じでありまして、SDGs推進等に向けた包括連携協定を市と締結することということで案としてお示ししてございます。

以上です。

【委員長】 12ページ、SDGs、17項目ございますけれども、エネルギーは1項目入っておりますが、もっと幅広に包括的な協定が欲しいということでございます。

御意見、御質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そうしましたら、これも募集要項に入れてください。

続きまして、13ページ、お願いします。

【事務局】 13ページは市内事業者の利用、地元への配慮とありますけれども、この関係で譲渡基本方針の中では、技術力を有する市内事業者との連携と記載させていただいております。

意味合いとしますと、今、市の事業の中では、当然企業局だけで行っているわけではなくて、ガスの関係では、先行事例の中にもありますが、いわゆる認定店といった方々、また道路上のガス管の入替えとかでも管工事業者さんとも協力をさせていただいているとこ

ろでございます。

基本的には各会社様と引き続き連携を図っていくことが大切ということでありまして、マーケットサウンディングのほうでは、基本的に地元の関係会社さんとは連携が欠かせないという意見でございます。これは全ての会社からそういった回答をいただいているところでございますが、ただ民間側の懸念といたしますと、こういう工事等の契約、これは今現在の市との契約の内容、契約条件でそのままそこまで縛られると、もしかすると費用が高止まりする懸念があるという意見もあったところでございます。

対処方針案といたしましては、基本的に先行事例と同じような書きぶりになってございまして、お客様の利便性及び地域経済の発展という観点から、市ガス指定工事店——これは市が、各事業者が認定する制度となっておりますが、今現在、市が指定しております指定工事店が引き続き事業を行えるよう認定をすることといったことです。もう一点が、これは譲渡基本方針と同じです。技術力を有する本市内の事業者との連携を引き続き図るとともに、さらにサービスの多様化に当たっては取引機会の拡大を行うことということで案をお示しさせていただいております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

13ページを御覧いただきながら、御質問、御意見がございましたらお願いします。

市が指定しておられる工事店は、ほぼほぼそのまま認定いただけると。100%と思っ
てよろしいんですかね。

【事務局】 はい。

【委員長】 よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、お認めしましょう。お願いします。

続きまして、14ページを御覧ください。御説明をお願いします。

【事務局】 14ページでございます。

今回、事業譲渡いたしますとただの民間企業になりますので、再度譲渡されるということも可能性としてありまして、その再譲渡の禁止の期間を設けておく必要があるのではないかということでございます。

この点は、譲渡基本方針では特に触れていないところでございますが、先行事例でいきますと、例えば柏崎市では本事業譲渡後3年間は禁止という記載があるということ。あと、

仙台市では5年間という記載がありますし、さらに、株主構成の変更も禁止期間があるといったこと等々でございます。

マーケットサウンディングのほうでは、転売禁止条項を設定されることに理解する会社は比較的多かったところではありますが、ただ、やはり民間としては事業者が主体的にそこは判断できる余地を残してほしいという御意見をいただいたところでございます。

そこで対処方針案でございますが、事業承継会社は事業譲渡後5年間、原則として以下を行ってはならないといたしまして、ここは仙台市と同じ形でございます、1つ目が第三者との合併、会社分割、事業譲渡、2点目が株主構成等の変更、3点目が継承した事業用資産のうち重要なものの第三者への譲渡、この3点を5年間禁止するという内容でございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

14ページのスライドを見ながら、御意見、御質問等をお願いいたします。

【委員】 この基本条件に入れるべきなのか分からないんですけども、先ほどの3%の割合を維持するために新株発行とか増資とかされてしまうと問題が起こるので、ここでも入れなくてもどこかで入れればいいのかも分からないんですけども、何かそれを入れるべきじゃないかと思います。ただ、その場合、5年間というか、それをどうするのがちょっと悩ましい話になって難しいんですけども。

【委員長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 御指摘のとおりだと思います。ここに入れるかどうかも含めまして改めて検討させていただきます。

【委員】 発行する場合は、こちらにも割り当ててくれという内容もよくありますし。

【事務局】 そうですね。ただ、将来的に割り当てられても、多分市としては出すお財布がないといった事情もあると思います。

【委員】 それは長期間というのは無理なのかなという事ですか。

【事務局】 そうですね。

【委員】 細かい話ですけども、株主構成等の「等」には何が入るのかというのが結構気になるのですが。

【委員長】 これは恐らく定款に書いてある内容の重要事項を全部含むべきでしょうね。あと、協力会社に関して誓約書で縛るというパターンを考えておられるようですけども、

誓約書レベルでも何か縛ったりというのが必要な面が出るんじゃないですかね。この辺、もう少し詰めておいていただければと思います。

【事務局】 はい。そこは検討させていただいて、また次回ご議論いただきたいと思えます。

【委員長】 ぜひ。

ほかにかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 基本条件③なのですが、重要なものの定義というのは何となく難しいような気がするんですが、これは事務局としては何か思っているのでしょうか。

【事務局】 すみません、ちょっと具体的にはあれなのですが、基本的には、ガスでいきますと、まずLNGの設備がそうですし、導管もそうだと思います。発電ですと、当然発電所もあろうかなど。この辺の定義づけについても検討させていただいて、また次回、御説明させていただきたいと思えます。

【委員長】 先例も踏まえてしっかりとそろえておいていただければと。

【委員】 会社法で取締役会の議事事項に重要な財産の譲渡というのがあるので、それが何だか忘れてしまったんですけども、それと同じに考えればいいのかなど。

【事務局】 その点も確認させていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

それでは、14ページにつきましてはここまでとします。

追加でさらにお願いたします。

【事務局】 16ページ以降が要請事項であります。民間の提案を求めていくという点でございます、16ページが地域雇用促進の条件化とあります。

譲渡基本方針の中では、積極的な地元雇用の創出と記載させていただいております。この中で一部あるのが、今回、新会社のほうに市の職員を派遣するということがございますが、当然派遣を引き揚げていく中で、新会社として地元の雇用を図っていただきたいといった思いがあるということがございます。

先行事例では、地域産業の活性化とか雇用の創出といった記載が行われているところでございます。

マーケットサウンディングにおきましても、各社とも地域雇用の点については、そういった意向を持っていることは確認できたところでございます。ただ、定量的な効果の測定・

報告とありますが、そこを厳しくチェックされると、ちょっと困るといった企業も一部あったところでございます。

対処方針案でございますが、記載といたしましては、事業活動を通じて、地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めることということでありまして、他の先行事例と同じ内容で記載させていただいております。

以上です。

【委員長】 16ページを御覧いただきまして、先行事例を見ましても似たような文言を入れておられるようですが、募集要項に事業活動を通じて地域雇用の促進・地域産業の活性化に努めること、これを含めるということですが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これで進めてください。

次、お願いします。

【事務局】 次は17ページでございますが、先ほど再譲渡の御説明をさせていただきましたが、再譲渡される際の市民への配慮といった視点でございます。

先行事例では、先ほどもありましたが、3年、5年といったところで転売禁止条項を設けておりますが、転売禁止期間経過後については特に規定がないところがございます。

マーケットサウンディングでこの点につきましては、転売時においては需要家、いわゆるサービスの利用者に対しましては配慮が必要なんです、数的には非常に少なかったところでもあります。

そういったことを踏まえまして、対処方針案では、先行事例では記載がないところですが、ここはあえて記載をするということで、事業承継会社は事業譲渡後の転売禁止条項に期間以後において、譲受事業の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、需要家への不利益が発生しないよう配慮に努めることと記載させていただいております。この配慮の内容については、要請事項でございますので、民間の提案に期待するといったところでもあります。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

14ページのスライドのところ転売禁止の期間を5年間とお認めいただいたところですけれども、その後、勝手にしてよいというものではないのは当然のことです。要

請に含めるということでもよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで進めてください。

【委員】 よろしいですか。

【委員長】 お願いします。

【委員】 転売の話、5年間過ぎたらしてもいいというのは、何か世論的には不安があるような気がしますね。要するに、インフラがどうなるか分からなくなるという、そういうふうに伝わるとね。想定の話ですけれども、例えば全国のどこかの電力会社が主に動いたとして、5年たったらガスをやめちゃったと、全部電力にしたみたいなの、そういう話は、需要家、普通の消費者は結論的に困らないかもしれないけれども、今の譲渡する意味合いからはちょっとずれますね。だから、5年後に転売してもいいというふうにあんまり、もうちょっと長いほうがいいか、何かちょっと5年後に転売という話は、ちょっとインフラとしては不安があるような気がしますけれども、それは。

【委員長】 柏崎市なんかは3年ということだったんですけれども、5年程度の縛りでは緩い感じですか。

【委員】 経営論としてはそうなんだけれども、地域のインフラ論としてはおかしい。これまで市がやってきて、そういうおそれがないようにやってきたので、それを譲渡するんですから、そこら辺の押さえはもっとあったほうがいいような気がするんで、5年がいいかどうかは、もうちょっと御検討いただいてもいいんじゃないかと私は思います。

【委員】 先ほどの、5年、例えば買った会社を一部でも2つに分けちゃいけないし、2つが出資して、その株主構成を変えちゃいけないという、ここがどこかに合併されてもいけないとか、5年間のこの縛りは非常に厳しいので、この厳しい縛りを延ばすのはなかなか難しいのかなとは思ってます。ただ、5年たって全然関係ないところに売るとかも想定しているわけではないと思いますし、全然関係ないところに売るのが禁止されるだけじゃなくて、ほぼ実態が変わらなくても禁止されることがかなり含まれているので、その辺の兼ね合いもあるのかなと。

【委員】 要するに、一般の世論が、5年たったらどこかに新会社が売ろうとしたけれども、誰も買う人がいなくてやめちゃったという話になったら、地域に少なくともガスのインフラがなくなるんじゃないかと、そこら辺はどういうふうにしておくか、なかなか難しい問題ですが。

【事務局】 今ほどの御指摘の点なんですけれども、これはインフラ事業で、おっしゃ

るとおり非常に大事なものでありまして、ここは国もそのように当然踏まえているところでありまして、法律上は事業を行う部分が許可事業、ガス事業については、導管部分は許可事業となっています。要は誰でもできないし、それに今やっている人が次の会社に譲渡しますというときには、国のほうでちゃんとした経営能力があるかどうかチェックをした上でということになりますので、法制度上は問題はないと考えております。ただ、そういう不安感があるというのは、そこはそのとおりのところかなと思っております。

【委員長】 ガス事業の開業というのは大臣の認可事項なわけですね。相当厳しい。

【委員】 そういうことがうまく一緒に伝わらないとちょっと。

【委員】 そもそも譲渡するのが非常に規制は厳しくて、何も変わっていなくてもかなり規制されるという。

【委員】 そういうことですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 ありがとうございます。

【委員】 1つ。

【委員長】 お願いします。

【委員】 先行市で譲渡後の文言が今まであまりないというのを、逆に書き込むことによってそれを前提にしているんじゃないかというような危惧を市民に与えかねない気がします。

【委員】 要らんことを伝える感じですかね。

【委員】 需要家の皆さんにそういうふうに受け止められかねないという議論も多分あるんじゃないかなと思うので、そこは■■■■委員さんの御指摘いただいたことを含めて、もう一回事務局で先行市の再譲渡禁止期間後の規定を置かなかつた理由等を精査する必要があるのかと。

【委員】 あり得ないんだけど、違うように世の中は取る可能性があるかと。

【委員】 そこはもう一回精査させていただいたほうがいいかなと。

【委員長】 ぜひよろしくお願いします。

【事務局】 はい。

【委員長】 それでは、そういうことで17ページのほうはよろしく願いいたします。

それでは、続けてください。18ページ。

【事務局】 18ページになります。こちらはこの審議事項の中で最後の御説明となり

ます。

新サービス導入に伴って、要は新しい雇用を生み出してほしいという項目でございまして、譲渡基本方針の中で、ずばりのところはないんですが、ガス・電力の一体経営で新サービスを生み出してほしいと、また積極的な地元雇用の創出を求めると記載しているところがございます。

先行事例の中では、先ほどと同様ですが、公営ではできなかった多様なサービス提供ということで、そこに絡めて地域雇用の拡大を求めているところでございます。

対処方針案でございますが、ガス事業・発電事業の一体的経営で創出される本業に派生した新サービスの導入やサービスの多様化に積極的に努めるとともに、雇用機会の創出に努めることということで、ほぼ先行事例に近い書きぶりで記載してございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

18ページ、募集要項にこの記載を入れたいということでございます。ガス事業・発電事業の一体的経営で創出される本業に派生した新サービスの導入やサービスの多様化に積極的に努めるとともに、雇用機会の創出に努めること、努力を求めるということでございます。

御意見、御質問がございましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、ぜひこれを盛り込んでください。

審議事項は以上でございますか。

【事務局】 審議事項(4)につきましては以上となります。以下の資料は補足でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

長くなりましたが、そうしましたら休憩ですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 50分まで休憩とさせていただきます。トイレ休憩といたします。

(休 憩)

【委員長】 それでは再開させていただきます。

続きまして、審議事項(5)事業価値算定の検討につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料は審議事項資料5、事業価値算定の検討の資料でございます。

3ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、事業価値の算定の目的でございますが、今回の事業譲渡に当たりましては最低譲渡価格を設定していきたいということでございまして、それについて募集要項の中で記載していくというところでございます。

そこで、最低譲渡価格をどのように設定していくかが重要なポイントと考えておりました、その際には市の条件、民間の条件、また経済的条件、この3つの条件を踏まえまして総合的に判断、決定していくといったところでございます。

その下、点々の囲いで、まず民間の条件で、マーケットサウンディングで少し聞き取りを行ったところでございますが、まだまだ民間のほうではそこまで検討が進んでいないところでありまして、1社だけ数字が、200億から250億と回答があったところですが、ここもまだまだ詳細な検討は行われていないということで認識しているところです。

次に、市の条件として2つ挙げてございます。

1つ目ですが、ガス事業におきましては企業債、いわゆる長期借入金を持っております。こちらが事業譲渡日の時点におきまして77億円ほどの残高になる見通しでございます。この77億円につきましては新会社に引き継ぐことはないということで、市のほうで償還していくと。その財源については、今回の事業譲渡の対価で償還していくということになりますので、市とすると、少なくとも77億円を超える金額を期待するところでございます。

市の条件の2つ目でございます。これはコストアプローチであります。また、経済的条件にも共通するものでございますが、もう一つの物の見方といたしまして、譲渡対象資産引く補助金相当額とありますけれども、基本的に現在の帳簿価格を超える価格も期待される場所でございます。先ほどの資料の中で184億ほどとありましたが、あれは簿価でありまして、そこから補助金等が一部入ってございますので、それを差し引きますと170億ほどになるといったことございまして、今の段階では170億円が1つの目安と考えているところでございます。

次、4ページをお願いいたします。

3つの条件のうちの経済的条件でございます。1番目、コストアプローチ、これは前のページで御説明した簿価の関係でございます。それ以外にも2つの方法で試算を行いたいと考えております。1つ目がマーケットアプローチでありまして、市場において成立する

価格を基に企業価値を算定とありますが、類似の会社と比較をしていく、ある指標を使って比較をして価格を算定するといったこととございます。

そこで、今試算しているもので、①でPER、②でPBRとありますけれども、株式の時価総額と当期純利益の比率、割合ですね、それに基づく方法と、株価の時価総額と純資産、いわゆる資本金のほうの指標を使う方法で試算を行っているところとございます。今の事業は公営事業でありますので、株式時価総額といってもないところとありますが、今回、事業譲渡で民間になりますので、基本的には民間のほうで行われている手法を使っているところとあります。答えとすると、その右側に試算結果とございます。後ほどまた方法については御説明したいと思っております。

次がインカムアプローチでございまして、ここでは一般的にはDCF法という手法が取られているところでございまして、こちらのほうは新会社が将来的に生み出すキャッシュフローに着眼して算定していくものとございます。これについても後ほど資料とございますが、こちらのほうはまだまだ精査中とございますので、最終的な金額はまだ出ていない状況とございます。

以下、少し細かいところの御説明をさせていただきますが、5ページがコストアプローチ、これは簿価の関係で試算しているところとございまして、ガス事業、発電事業それぞれで直近の平成30年度、令和元年度の2か年の平均の簿価を試算して計算しているものとございまして、答えは先ほど申しましたが、約170億といった試算となっております。

次に6ページをお願いいたします。マルチプル法と書いてございますが、発電、ガスそれぞれ別に類似の会社のPER、株価、株式と純利益の比率、またPBRが株式と純資産の比率、これでそれぞれ計算をしたものとございます。

発電のほうですが、なかなか類似の会社がないということと、こういう情報を取るときにはどうしても上場会社に限られるということで、今取り上げたところが4つの電力会社とございます。超大手のところは除外をして計算しているところとあります。

ガス事業のほうは、類似とすると、中堅どころのガス会社でありまして、4社のデータを使って試算しているところで、それぞれ発電、ガスで出した答えを足し合わせて、企業価値としてPERのほうでは176億、PBRでは61億ということで今現在試算しているところとございます。

次に、DCFで御説明したいと思っております。8ページをお願いいたします。

フリーキャッシュフローを予測していくといった手法でございます。ただ、今現在ではいわゆる残存価値、計画終了時点における残存価値を出していくんですが、計画期間終了時点をいつと見るかといったところが1つありますし、あと3番で割引率とあります。将来のお金を現在の価値に換算して割引率を乗じていくということになりますが、この率についても今現在検討中ございまして、第4回ではこの辺の算定結果も御説明させていただきたいと考えております。

一番最後、10ページでございますが、これは今ほど御説明したものを一覧にまとめたものでございまして、今現在のマーケットサウンディングで取れた民間の条件では200から250億という幅、市の条件とすると77億、170億といった数字があります。あと、経済的条件では、マーケットアプローチのマルチプルといった手法では61.5億、または176.6億であります。あと、DCFのほうは今現在検討中で、次回、DCFの算定結果をお示しさせていただきまして、どういった最低譲渡価格を設定するかといったことについて、また御審議をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、資料5に基づきまして、どなたからでも御自由に御意見、御質問をお願いいたします。

素朴な質問ですけれども、あり方検討委員会の答申で出されていた最低譲渡価格というのはありましたっけ。

【事務局】 それはないです。

【委員長】 今回初めて数字が出てきたと。

【事務局】 初めてです。

【委員長】 募集要項にしっかり書かれると。

【事務局】 はい、そうです。

【委員長】 分かりました。結構重要なものだと思います。

こんなことはないと思うんですけども、3ページのスライドで想定残債が77億ある、これはガスのほうなんですけれども、電気はないですから。それを、もしかして譲渡してもらったら負債として背負うのかと。これは勘違いで、そうしたら入札価格にも影響してしまうので、このあたりというのは注釈か何かはあるんですか。市が担うものですよという。

【事務局】 その点は民間からも質問が、そういった懸念があるんですけども、会計制度上は基本的に市のほうで全て処理するということになりますので、民間に引き継ぐことはないと御説明させていただいております。もし必要があれば、そういった表現も募集要項の中で書いていく必要があろうかなとは思いますが。

【委員長】 そうですね。本来の価格から77億円引いて入札されかねないと、そういうことにもなりかねないので。

いかがでしょうか。どんなことでも。お願いします。

【委員】 最低譲渡価格はいろんな手法で出していて、その一部の手法を取るんですか。それとも、例えば3つの場合、3つの平均値を取るのか。あるいは、1つの方法でも金額が違いますよね。そうした場合、どういうふうに最低譲渡価格を決めていくんでしょうか。それも我々が決めるんですか。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 基本的には総合的に見ていただくということかなと思っています。DCFのほうで結果が出ておりませんので、そこも見ながらまた御判断いただきたいなと思っています。

【委員】 今つくられている手法でも、これはちょっと適さないと思うものも多分入っているんですね。個人的には株価簿価倍率、こんなのはあまり適さないと思うので、そういうものも含めて評価すると、すごくばらつきが出てくるので、ある程度絞らないといけなような気がするんですけども、その辺、どういうふうにお考えでしょうか。

【事務局】 こういうふうに方法までまだ考えていないところなんですけれども、先行事例を見ますと、ほぼDCFでやっているケースが多い。あと、市の今現在の簿価を見ながら設定されている事例が多いので、基本的にはその2つを見ながら決めるということかなと思っています。

【委員長】 DCFに関しましては、まだ数字が出てきていない状況なんですけれども、9月16日にはもちろん出てくるんでしょうけれども、それまで幾つかの案を出していただくというイメージでしょうか。

【事務局】 そういう想定でございまして、できるだけ早く出したいと思っています。今日、先ほど審議事項(4)でも御指摘いただいた宿題もございまして、その点と、最終的な募集要項であるとか選定基準、これを文書化したものが必要になってきますので、その辺を作成したものをあらかじめ各委員のほうへお持ちさせていただいて御説明を差し

上げて、そういう対応でさせていただきたいと思っております。そこでいただいた御意見を踏まえて、最終的に第4回のほうで決定といった形でお願いしたいと考えております。

【委員長】 お願いいたします。

【委員】 これまでの先行市の算定方法、最終的にその市がどの数字を使ったかというデータは分かりますか。

例えば、今うちで議論している手法、例えば3つの手法があって、最終的にどれにしましょうというもの。それと同じような感じで、これまでのほかの市でやっておいた手法がこの手法では幾ら、この手法では幾ら、最終的にその市が、自治体が募集要項の中に定めた最低譲渡価格が幾らという、そこが見えるような情報というのはなかなか出てこないですか。

【事務局】 基本的に表に出ているのは、例えばDCFでやった、答えは幾らだということまでやって、その積算までは秘匿情報となっております。なかなかそこは聞いても教えていただけないところです。

【委員】 分かりました。

【委員長】 最低譲渡価格を提示しないという手もなくはないですよ。でも、残債がありますから、やっぱりそれはちゃんとしていくべきですね。

【事務局】 価格を得点化していくということが必要になりますので、少なくとも最低譲渡価格は設定する必要があるかと思えます。

【委員長】 そうですね。

【委員】 今日の資料では、これまでの先行事例ではコストアプローチの手法を使って最終的に最低譲渡価格を設定した先行市が多いという理解でよろしいですか。

【事務局】 コストアプローチ、DCFも多いと思います。いずれか、もしくは2つ組み合わせてという設定。

【委員】 ということは、その2つというのは、どちらかという数字としては近似値ですか。

【事務局】 そこまでが明らかになっていないところです。

【委員】 分からないと。

【委員】 要するに、DCFも割引率をいろいろ示してやってみると大きく変わるので、結局は総合的に見るしかない。

【委員】 マーケットアプローチのほうで176億という数字が出ていますし、これか

らDCFを使って計算していくのが、多分それに近いような数字になるんじゃないかと思うんですね。頭の中では大体こんなものかなというのはあって、委員の皆さんも、多分、出来上がっているんじゃないかと思えますけれども。

1つよろしいですか、これとは別のもので。募集要項で基本条件の要請事項は記載しますけれども、譲渡した後、その基本条項とか要請事項が守られているかどうかの確認というのはどうするんですか。

【事務局】 それを、今日の議事でいきますと2番、新会社に対する市の関与のところで、出資と契約条件の中でそこを確認していくということは、市としてはやってまいります。

【委員】 アニュアルレポートとか、そういうものじゃなくて、別途そういう資料を。

【事務局】 基本的には決算書、アニュアルレポートをもらう、まずそこを確認しながら、必要に応じてチェックはやっていくことがあろうかと思えます。そのプラスの部分は、一旦は民間からの提案も今回は求めたいと思っております。

委員長がされております大津市のほうでは、モニタリング委員会を立ち上げてされているところもありますけれども、今の段階ではそこまでは盛り込んでいないところでありませぬ。

【委員長】 大津市はコンセッションですので、大津市のほうで毎月調査してもらって、3か月に一度、私、委員長ですけれども、委員長に報告があると。年に一度は委員全員で議論するというをやっています。

3ページのスライドで、民間の条件で1社のみ200億から250億程度と回答ということですが、結構高額な想定をされていると思うんですけれども、どういう考えでそういう金額を出されたかというのは、ちょっと聞いていただいたら有益かもしれませぬ。一番高い金額を出しておられると思うんですけれども。

【事務局】 詳細までは教えていただけなかったところです。

【委員長】 そうですか。

【委員】 価格を出されたのは1社だけなんですか。

【事務局】 今のところまだ1社だけあります。

【委員長】 そうでしたら、これから9月16日まで汗をかいていただいて、数字を案として出していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

そうでしたら、募集要項につきましての論点はこれで全て審議をし終えたということ

にさせていただきます。ありがとうございます。

本日は長時間にわたりまして、募集要項等の論点につきまして御審議いただき、ありがとうございました。おかげさまで募集要項の公表に向けて方向が決まりました。

次回の選定委員会におきましては、本日御審議いただきました事業価値算定に基づいて最低譲渡価格も決まっていくという状況になります。募集要項の最終案を9月16日に決めるということになります。

事務局において、本日の議論を整理していただき、またすり合わせのほうもしっかりと御確認していただき、次回の委員会に向けた資料の準備をお願いいたします。

それでは、本日予定されていた議事は以上となります。

次回の予定と事務連絡につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、長時間にわたりまして真摯な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の予定について説明をさせていただきます。第4回の会議につきましては、事前に日程を調整させていただきましたとおり、9月16日水曜日の10時半から、会場は企業局広岡庁舎、この会議室で行います。御多忙中、誠に恐れ入りますが、御出席いただきますようお願いいたします。

なお、後日、正式な御案内をこちらのほうからさせていただきますので、よろしく願います。

また、会議中にも申し上げましたが、9月に入った時点で各委員の皆様へ、公募に関する一連の資料についての最終的な案を御説明に上がりたいと考えております。日程につきましては、改めて調整させていただきたいと思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

今回の会議資料ですけれども、前回同様、非公開情報を含んでおりますので、お取扱いには御注意のほどお願いいたします。

では、委員の皆様におかれましては、熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —